

※ひとり親世帯分を受取済でない方へ

子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施しています！

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

① 令和4年3月31日時点で
18歳未満の児童（障がい児の場合、**20歳未満**）を養育する父母等
（※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

② ■ 令和4年度 **住民税(均等割)が非課税**の方
または
■ 新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年1月1日以降の家計が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額 児童1人当たり一律 **5万円**

3. 給付金の支給手続き

【申請が不要な方】

- 令和4年4月分の児童手当、もしくは特別児童扶養手当受給者で、令和4年度の住民税非課税の方
- 令和4年度の住民税が非課税の方で、令和4年4月1日から令和5年2月28日までに生まれた新生児を養育する方
- 申告等で令和4年度の住民税が非課税になった方

※1については、令和4年7月22日頃に手当口座に振り込みます。2および3については、受給の要件を確認し次第、随時支給します。

【申請が必要な方】

※申請受付開始日は7月25日を予定しています。

なお、申請受付は本庁のみで、各支所では行っていません。ご了承ください。

- 令和4年度の住民税は非課税だが、児童手当を受給しておらず、今年度16歳から18歳になる児童のみを養育している方
- 令和4年度は課税だが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け令和4年1月1日以降の家計が急変し非課税相当の収入となった方（上記②に該当）
- ひとり親世帯分（令和4年4月分児童扶養手当受給者：6月28日に支給済）の対象ではないひとり親世帯のうち、公的年金等受給により令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない方、もしくは上記2と同様に家計が急変し、児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

*詳細なお問い合わせは、下記にお問合せいただくか、HPをご覧ください。

飯塚市役所子育て支援課子育て支援・政策係

0948-22-5500(内線1112・1113・1114)

厚生労働省コールセンター

0120-400-903